

都 退 教 協 だ よ り

No. 293号

2019年12月18日発行

東京都退職教職員協議会 会長 柴田 迪春

〒101-0003 千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 2F 東京教組内

☎:03-5276-1311 FAX:03-5276-1312 Mail:totaikyokyo@tokyokyouso.org

葛飾北斎の浮世絵と関東大震災
・ 東京大空襲を学んだ秋の交流会

秋晴れの11月6日。秋の交流会が両国駅から歩みを進め開催されました。5分ほどで旧安田庭園、隅田川の水を引いた回遊式庭園を持つ下屋敷を安田財閥が所有、今は墨田区の公



園になっている。すぐ隣にある横網公園は、旧陸軍被覆廠。関東大震災、東京大空襲で逃げまどった多くの人々が焼死した所で、東京都慰霊堂、復興記念館とともに、関東大震災時に流言飛語によって虐殺された朝鮮人の碑もある。復興記念館の関東大震災、東京大空襲の資料も充実していて、久しぶりにつぶさに見た参加者一同、感心しました。

そこから10分ほど歩いて北斎美術館。3年前に開館した区立の美術館で、こじんまりとした常設展示だが北斎の肉筆画をはじめ本物を堪能できました。

参加者5名と少人数でしたが、充実した下町散歩ができました。

第 25 回 日退教組織活動交流集会報告

藤崎 喜仁

10月11日ラポール日教済で第25回日退教組織活動交流集会が行われました。

特別報告として沖縄高退教の喜友名稔さんから嘉手納基地閉鎖返還を求めて「市民巨大基地に挑む」取り組みが報告されました。嘉手納基地は在沖米軍基地の中核・本命であり、その危険性は普天間基地の比ではない。米軍の出撃前線基地であり、住民を被害者と

同時に加害者にもしている。しかし、県政も議会も嘉手納基地の閉鎖・撤去を提起・決議していないと提起する。基地の爆音は睡眠障害や心筋梗塞を引き起こし、騒音で毎年10人死亡している。また、続発する米軍人軍属による暴行・殺害事件も頻繁に起きている。更に基地周辺は、化学物質による環境汚染が深刻な問題になっている。ダイオキシン・P

CBなどが土壌汚染、水の汚染を起し健康被害が懸念されている。

「嘉手納ピースアクション」は2016年から嘉手納基地閉鎖返還を求める闘いを続けている。嘉手納基地は第一から第五ゲートまでであり、夫々のゲート前で抗議行動を行っている。第一ゲート前では7:00~8:30まで憲法を読む学習やスピーチを行い、米軍車輛を基地外に出さないための座り込み行動を続けている。各ゲート前の行動は車輛を基地外に出さない有効な闘いで、参加者も100人を超えるようになったという。また、各ゲート間の交流会も余興を交えながら実施し、10月で延べ1500人以上が参加してきた。行動する事が基地返還の力になり、子ども達の未来のために闘い続けると強い決意のこもった報告でした。

分科会では第1「平和・組織」第2「教育・人権・組織」第3「福祉・文化・組織」から

16本のレポートが出され、第一分科会の司会を行いましたので概要を報告します。

① 現退一致の具現化に向けて 北海道ブロック・小樽退教

吉田整吾さん

小樽市退教は結成以来、平和教育にかかわる現退一致の具体的な取り組みを進めてきた。

機関紙「豆ニュース」を年4回定期発行し、「戦争体験を風化させない」取り組みとして

戦争体験者からの体験シリーズを掲載してきた。「戦前の教員生活を振り返って」「ポツダム少尉の戦中・戦後」「中国の荒野を逃げ延びて」「シベリヤ抑留生活の思い出」「満州引揚者の思い出」「ハルピンのソ連侵攻」「勤労動員、援農支援」等々、取り上げた内容は数多い。

また、現退一致の交流学習会も実施して「戦争と教育」の企画では、退職者「戦前・

戦中の軍国主義教育の実態」が報告され、現職からは「道德の教科化による愛国主義教育」の問題提起がされた。また「いま学校現場では」「教育勅語について考える」などテーマを設け、退職者と現職者から夫々の問題点を提起し、全体会やグループ討議を通して問題意識の共有や理解を深める取り組みをしている。今後は現職の課題として「職場の民主化」、退職者は「アイヌ民族の先住権を考える」テーマを追及して行くとのことでした。

② イージスアショア配備反対の取り組みを通して退職者の活動を考える

東北ブロック・秋田退教の篠田正史さん

秋田市の陸上自衛隊新屋演習場に地上イージスを配備する計画について、演習場から北東5キロにある町内会「保戸野金砂町東部会」(31世帯)が4月の総会で反対を決議した。篠田正史さんはこの町内会の会長である。新年度の議案書を検討する際、演習場に隣接する「新屋勝平地区振興会」から地上イージス反対決議の要請が来ており、役員4人で検討した。「演習場は市街地に近い」「ミサイル攻撃を受ければ影響が出る」との認識で議題にすることにした。総会には結論を急がず話し合うことを最優先にして町内会員の声を聴く立場で臨んだ。「国防は大事、反対決議には賛成出来ない」「子や孫の世代まで影響、私たちの世代の責任が問われる」等々様々な意見がでたが、全会一致で「配備計画反対」の意見書を採択した。反響は大きく地元紙(秋田魁新報)にも大きく掲載された。七月参議院選では「イージスアショア配備反対」の寺田静候補が自民現職に21000票の差をつけ当選した。篠田さんはこれまで労働運動と町内会活動を分けて考えていた。退職者は町内会では重要な役職につくこともある。発言力も影響力もある。平和・人権問題では豊富な経験を生かすこともできる。ご近所さんを信じ町内会との関わりを意識的に行うことの大切さも語ってくれた。

③ 原発事故被災地の小中学校の現状と課題 東北ブロック・福島退教 江井伸夫さん

原発事故から8年が過ぎた。既に廃炉を決めた福島第一原発6基に福島第二原発4基の廃炉を東電は2019年7月内堀知事に正式に伝えた。福島から原発は無くなるが廃炉作業には40年以上かかる。原発事故後の20~30km圏内の小中学校は、児童生徒が激減している。

南相馬市は原発事故前の5928人の児童生徒数が2702人も激減した。浪江町は更に激減し

1759人だった児童生徒数がたったの16人しか在籍していない。南相馬市小高区では一つの校舎に4つの小学校が集約され、児童59人校長1人教頭4人という。浪江創成小中学校は浪江町内9つの小中学校が1つの校舎に集約され、児童14人生徒2人という。学校が再開しても地域に病院や商店街が無い。健康被害も予測されるのに除染による汚染土壌は校庭に埋められたまま。生徒数が少ないので学校行事も行えない。浪江創成小中学校は部活動無し。PTA組織、児童会・生徒会組織も無い。車で40~50km通勤する教職員もあり、課題は山積し多くの困難に直面している。

④ この一年の活動を振り返って ~平和とジェンダー平等をもとめて~ 関東ブロック・都高教退職者会

松田秀子さん

現職組合と共催で「原発」と「憲法」の学習会を行った。原発学習会は福島原発訴訟団の武藤類子さんを講師に招いた。第一原発では1日5000人が働き、過酷な被爆労働が続いていること。汚染水が大量に発生し、汚染土も増え続けている。許容放射線量は国際基準の20倍で帰還困難である。東電経営陣の無罪判決は許せない。

憲法学習会は沖縄国際大学前泊博盛さんに「日米地域協定と憲法」と題し講演。米軍基

地が海外で減らされているなか、日本に大型基地が集中し施設が増強されている。国内法が適用されず、憲法より地位協定が優先されている矛盾。安倍政権は民主主義を否定し暴力装置を駆使して沖縄県民を弾圧し主権・人権を蔑ろにしている。辺野古ツアーの取り組みも5回目になり、今回は23名参加した。ジェンダー平等の取り組みでは、女性幹事が増えたことが報告された。2012年以前は女性幹事がゼロだった。現在は幹事18人のうち会長を含め5人が女性になり、国会前行動や各種動員に参加する女性も増えている。

⑤ 長生炭鉱水非常

中国ブロック・山口退教 赤間至さん

「水非常」とは炭鉱用語で水没事故のこと。宇部の長生炭鉱は1914年に開鉱し1945年に閉山した。宇部は炭鉱の町で日清・日露戦争で活況し、海底採掘が90%で昭和15年には423万tの出炭量があった。しかし、労働者不足で1939(昭和14)年以降、「募集」「徴用」

「官斡旋=強制連行」で昭和20年には朝鮮人12000人・中国その他外国人捕虜14000人が鉱夫として働かされた。これは当時宇部にあった80鉱山の全鉱夫の44%にあたる数と云われている。1942年(昭和17)長生炭鉱で水非常(水没事故)が起きて183人が死亡し、うち134人が朝鮮人だった。敗戦を迎え事故はうやむやにされ、歴史から消え去ろうとしていた。1991年高校教師の山口武信氏が「長生炭鉱水非常を歴史に刻む会」を立ち上げた。

調査を進めていくうちに「西光寺」に、事故で無くなった朝鮮人134人の位牌が残っていたことが判明。県や行政に何度も訴えた結果、2009年に「追悼の広場」を確保、2013年には追悼碑・説明版の建立を実現した。毎年2月3日に各国の遺族を招き追悼式を行ってきた。また、2004年には韓国政府にも要請し、真相究明委員会や調査団の派遣も実現し共に追悼式を行うようになった。

台風15号は千葉県に甚大な被害をもたらした。そのほぼ一か月後に超大型の19号が直撃するとの予報。飛行機や船の欠航と鉄道の運休で、各県から結集した日退教の仲間たちも果たして無事に帰ることが出来るのか懸念されました。それで時程を大幅に短縮し、終了予定は14:00に。例年より短い時間の

中での報告でしたが、質問や意見も多く出され論議も深められました。退職した後の活動はどのようなものが自分に合っているのか。人それぞれと思いますが、(町内会で「地上イージス」の決議は大いに参考) 先ずは健康第一で面倒がらずに行動し考える習慣を維持することが大事ななと思います。

台風19号の大水害は、 地方差別・棄民政策の結果ではないか

柴田迪春

台風19号による「大水害」に関して被害地の一つである千曲川の決壊と北陸新幹線車両浸水に関しては、起こるべくして起こった経緯があったようです。

今回、千曲川と浅川合流点から少し上流の堤防決壊は、予め想定されていたことだそうです。その流れを追ってみます。なぜなら、まず、「洪水水位表」には、1847年から1911年までに人の背丈を超える大水害が何度も起きていることを物語っています。これはいわば立体ハザードマップといえるでしょう。その脇を通っている北陸新幹線の高架橋は水位標より高い位置にあり、そこまで線路の位置を上げておけば車両浸水は免れたはずなのです。

では、なぜ大水害は起こってしまったのでしょうか。一言で言えば「長野五輪と新幹線」のためといえるでしょう。まず、長野五輪の際、道路建設予算が足りず、地滑り地帯なので止まっていた浅川ダム建設を復活させたことです。ダム建設で沈むことになる付け替え道路の代わりに道路予算でオリンピック道建設を賄ったのです。この浅川ダムは「地滑り誘発」の危険から「穴あき」にしたのだといえます。当局は、水を貯めないダムにすれば大洪水の

際、合流地点で長時間浸水するというシミュレーションを前もってしていたわけです。こうして浅川ダム建設は強行され今回の決壊が起きたこととなります。

当時の田中康夫長野県知事は「脱ダム宣言」を発表していましたが、マスコミ、住民には何も知らせず、浅川ダム建設を推進しました。そのカネは架道拡張や堤防かさ上げなどには使われず、やったのは新幹線車両基地を赤沼に誘致し、引き換えに車両基地により水かさが大幅に増加するので浅川ダムを作るという「ミスマッチ」を犯したのである。浅川ダムと車両基地のバスターは、結果的に土建業者のためにしかなかったのです。

同じ一級河川である阿武隈川の30か所以上越水・決壊他、各地域の「河川事故」は国がその手当(対策)を怠ったという点で「人災」とも言えます。

東京・岩淵水門では、11日から「河川プロ」が100人以上「上流の降水情報収集」から「水門の管理操作」までを泊まり込みで当たったという情報があることと比べると、政府の水害・土砂崩れなどへの対応は、「地方差別」「棄民政策」としか思えません。

アイヌの施策推進法をめぐって

谷口滋

198 回通常国会（2019 年 1 月 28 日～6 月 26 日）で、アイヌ民族を初めて「先住民族」と明記した、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が成立、5 月 24 日施行された。

今後、国の「基本方針」に基づき、都道府県が方針を作り、市町村が関係者の意見を聞いたうえで、儀式やサケ漁といったアイヌ文化の継承や、観光などの産業振興などの事業を国の交付金を活用しながらアイヌ施策を進めることになっているが、白老の国立アイヌ民族博物館をはじめとするウポポイ（民族共生象徴空間）以外の施策は十分ではない気がする。この法律の内容と課題、問題点を述べてみたい。

アイヌ民族の自己決定権を認めぬ

「アイヌ施策推進法」

先住民族に関する国際的な基準であり、2007 年に国連総会で採択され日本も賛成した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、先住民族に「自己決定権(3 条)」「自治の権利(4 条)」「遺骨の返還に対する権利(12 条)」「教育の権利(14 条)」「民族としての生存および発展の権利(20 条)」「高齢者、女性、青年、子ども、障がいのある人々などへの特別措置(22 条)」「土地や領域、資源に対する権利(26～28 条)」「環境に対する権利(29 条)」を保障している。「アイヌ施策推進法」は、これらの権利を十分に認めていない。「先住民族国連宣言」は、その 43 条で「本宣言で認められている権利は、世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準をなす。」としている。従って「アイヌ施策推進法」は、国際的な先住民族の最低限度の基準も満たしておらず、今後の抜本的な改正及び、法の運用における改善が求められると言わざるを得ない。では、「ア

イヌ施策推進法」の問題点と今後の課題を探ってみよう。

アイヌ民族の

自己決定・自治あつての民族の誇り

アイヌ施策推進法、第 1 条（総則・目的）は、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」（アイヌ民族は先住民族と規定）が「民族としての誇りをも持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を」図ることを目的としている。第 3 条（基本理念）では、「アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮」としているが、「配慮」であつて、先住民族国連宣言にある先住民族の自己決定権、自治権、それを保障する土地や領域、資源の回復と補償を受ける権利からは程遠い。そのことは、第 7・8 条（基本方針）は、国がアイヌ施策の基本方針を示し、それに基づき都道府県がアイヌ施策推進の目標・方針を定め、これに基づき市町村が「アイヌ施策推進地域計画」（第 10 条）を策定、国の認定を受けて交付金(第 15 条)が支給される仕組みが、アイヌ民族自身の意思決定、自治を遠ざけていると言わざるを得ない。

また、アイヌ民族が奪われた狩猟・採集などで利活用していた土地の権利については一切触れられていない。わずかに、第 16 条で国有林野における共用林野の設定、第 17 条で漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮について触れている。またしても「配慮」である。新聞でも報道されているが、紋別の漁師、畠山さんはサケ漁はアイヌ民族本来の生活権であるとして、警察や道庁の制止を跳ね返しサケ漁を「申請」なしで行っている。

アイヌ民族を「旧土人」とした歴史

アイヌ民族は、アイヌモシリ(アイヌ語で「人間の大地」の意)で、独自の文化を持ち、樺太

(サハリン)・千島(クリル)・津軽海峡を通じて、ロシア、中国、北方諸民族、本州人と広域にわたり交流(貿易)をつづけてきた。松前藩の過酷な収奪に江戸時代からさらされていたが、明治政府は開拓使を置きアイヌモシリを「北海道」と命名(1869年)し、外地であった「蝦夷地」を一方的に大日本帝国の領土「北海道」として植民地統治した。さらに「旧土人保護法」でアイヌ民族の同化と資源の収奪をさらに強めた。その結果、アイヌ民族は、土地、資源、文化を奪われ民族絶滅の危機に瀕した。この歴史認識と反省に立ってアイヌ施策は進めなければならない。

アイヌ施策推進法の付帯決議では①「先住民族国連宣言」の趣旨を踏まえる②近代化の

過程でアイヌ民族が苦難を受けた歴史的事実を厳粛に受け止める③アイヌ民族の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努める、などが盛り込まれた。

私自身、50年以上前北海道に旅行し、アイヌ民族の歴史と差別の現実を初めて知り、自らの無知を恥じ、以来、アイヌ民族と向き合い、学んできた経験を持つ。

「アイヌ施策推進法」を出発点として、政府、自治体、そして私たち自身が、アイヌ民族の生活・文化を奪い、差別した歴史を受け止め、その反省に立ってアイヌ民族の誇りと尊厳を取り戻す社会の実現をめざさなければならないと思う。

編集後記

- ◇ 桜が落葉し、枝先には新芽がでています。これから厳しい冬の季節を乗り越えながら芽を膨らませ見事な花を咲かせる予感を感じさせます。安倍政権の税金による贈収賄である「桜を観る会」は中止になりましたが、それで幕引き?そうは問屋が卸さない。早晚、オリンピックを観ずして安倍政権は幕を下ろすでしょう。
- ◇ 11月29日、中曽根康弘が亡くなった。101歳。原発推進(原子力基本法)、国鉄(JR)・電電公社(NTT)・専売公社(JT)分割民営化、総評解体・労組弱体化、ロンヤス(対米従属)、新自由主義、汚職(リクルート事件)、改憲論のルールを引いた張本人として歴史に名を残すであろう。12月4日、中村哲が殺害された。73歳。国会でアフガニスタンへの攻撃は米英の蛮行、自衛隊派遣は有害無益と喝破し、生涯、戦乱と干ばつに苦しむアフガニスタンで医療・水源確保をし続けた。2004年に「アフガニスタンで井戸を掘る」と題して講演していただいたときの笑顔が忘れられない。
- ◇ 教員の膨大な超勤をチャラにした給特法の4%。これをさらに改悪する給特法改悪が12月4日国会を通過した。勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入。つまり、夏休みなど休業中は勤務時間を短くし、繁忙期の勤務時間を長くできるというトンデモ法なのだ。過労死ラインの超過勤務隠し、タダ働き法に他ならない。最悪の教員の処遇・待遇が報じられ続けて久しく、日本中で教員志望者が激減、定員割れや人材不足が喫緊の課題になっているのに、これでは教育破壊に拍車をかけるだけである。超勤手当を法律通りに支給し、定数増・仕事の軽減・ディーセントワークの確立こそ急務である。
- ◇ 安倍改憲阻止、沖縄新基地建設反対・脱原発などに取り組むための「日退教闘争カンパ」の呼びかけに答えて、都退教協もカンパを要請いたします。同封の郵便振込用紙にてカンパをお願いいたします。

(谷口記)